

「次期個人番号カードタスクフォース中間とりまとめ骨子」
に対する意見公募の実施結果について

令和5年12月26日
デジタル庁
国民向けサービスグループ
次期個人番号カード担当

「次期個人番号カードタスクフォース中間とりまとめ骨子」に対し、以下のとおり意見公募を実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和5年11月27日（月） ～ 令和5年12月8日（金）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、デジタル庁ホームページの掲載等により周知を図り、e-Govにより御意見を募集。

2. 提出意見数

535件

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1. カードの機能向上に向けた重点的対策項目		
(1)カードの券面記載事項		
①氏名、生年月日、住所の3情報及び顔写真		
1	氏名・生年月日・住所の3情報及び顔写真は、官民様々な場面で利用されることから現行どおり記載する。	券面の氏名、生年月日、住所、顔写真の記載については、現在、官民の様々な場面において、カードが対面での本人確認書類として利用されており、その際必要な情報となるため、次期カードでも、マイナンバーとは別に、券面のおもて面に氏名、生年月日、住所、顔写真を記載することとします。 また、一方で、券面に記載する3情報、顔写真に加え、性別及びマイナンバーを含めた券面記載事項等について、カードの提示を受ける者が確実に確認を行い、かつ効率的に登録できるようにするため、カードのICチップに記録された券面記載事項等をスマホ等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすいUIで読み取ることができるアプリを開発し、無償で配布することとします。
2	住所・生年月日については、個人情報であることから裏面に記載すればよい。	
3	住所・生年月日については、ICチップに格納すればよく、券面に記載する必要がない。	
4	住所を券面記載すると、数回の引っ越しによって、追記欄満載で再発行になるため、ICチップへの格納で良い。	
5	券面の情報を確認して本人確認を行う手法から脱却し、ICチップを読み込み情報を取得するものとしていただきたい。	
6	住所・生年月日・顔写真はICチップでよい。	
7	年齢確認が必要な事務において活用が進むよう、生年月日については、ICチップから券面の読み取りや暗証番号の入力なく専用端末等で読み取れる等の新たな方法を検討いただきたい。	
②性別		
8	性別は、裏面に記載するのが良い。	券面の性別の記載については、次期カードにおいては、以下の理由からICチップに性別の情報を記録した上で、性別を券面に記載しないこととします。併せて、ICチップに記録した性別の情報を必要な者が負担なく読み出すことができるよう、スマホ等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすいUIで読み取ることができるアプリを開発し、無償で配布することとします。 ・健康保険証と同様の配慮（希望する者についてうら面に記載）を求める要望があること（なお、カードの健康保険証としての利用においては、性別を券面に記載しないこととしても、医療機関等でオンライン資格確認等システムにより性別を確認することができる） ・引き続きICチップに性別の情報を記録し、読み取りアプリの無償配布が行われれば、問題は生じないと調査結果が得られたこと
9	性別は、表面にする必要はなく、裏面に記載しても良いのではないかな。	
10	希望により、性別の券面記載を入れるのが良い。	
11	本人確認のため、性別を表面に記載することをお願いする。	
12	券面に性別の記載は必要である。	
13	性別のみを券面事項から削除する合理的な理由が不明である。	
14	性別の確認が必要な場面での確認のために、性別は券面に記載すべきである。	
15	救急搬送時に迅速に生物学的な性別を確認するために、券面への性別の記載が必要である。	
16	アプリ等で読み込みが出来るのであれば、性別の券面記載を削除することに賛成する。	
17	他の本人確認書類（運転免許証等）には性別の記載がないことから、性別を記載する必要はないと考える。	
18	読み取るためのアプリを無償配付すべき。	
19	性別を記載しない場合に、スマホ等でICチップから非接触で情報が取れるのは個人情報保護の観点から不適切である。	
20	ICチップを読み取れる手続き、環境ばかりではなく、かえって手間がかかることもあるのではないかな。性別の削除には反対する。	
21	アプリでの読み取りは高齢者には扱いにくく、性別は券面に記載した方が良い。	

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方	
③マイナンバー			
22	マイナンバーは現行どおり裏面の記載で良い。	<p>現在、マイナンバーは券面（うら面）に記載されているところ、各機関にマイナンバーを提供する際、自身のマイナンバーを券面で確認して記載や入力を行う場面が今後も多数想定されることや、カードをコピーする運用が今すぐには無くならず、支障が生じるおそれがあることにかんがみ、次期カードにおいても、うら面にマイナンバーを記載することとします。一方で、性別及びマイナンバーを含めた券面記載事項等について、カードの提示を受ける者が確実に確認し、効率的に登録できるようにするため、カードのICチップに記録された券面記載事項等をスマホ等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすいUIで読み取ることができるアプリを国が開発し、無償で配布することとします。</p> <p>また、紛失時等にマイナンバーを見られることに対する不安に対しては、マイナンバーが他人に見られたとしても、マイナンバーだけでシステムへのアクセスや行政手続の申し込み等は一切できないため、個人情報を盗取されたり、給付金を詐取されるなど、損害を被ることはないことの周知に努めます。</p>	
23	マイナンバーは記載せず、ICチップに格納すればよい。		
24	券面のマイナンバーの記載をなくし、紛失した際に他人に個人番号を見られることが無いようにしていただきたい。		
25	券面にマイナンバーが記載されていないと、自分の番号を調べることが大変である。		
26	マイナンバーの提出において、券面のコピーではなく、電子的に提供できないか。		
27	マイナンバーの取得が限定されているため、マイナンバーが読み取れるアプリの必要性はないのではないか。		
28	QRコードを使う局面がなく、券面の画像でマイナンバーを読み取れてしまうことから不要。		
29	紛失時に氏名とマイナンバーが取得されると、悪用されるのではないか。		
30	マイナンバーの券面記載があると、本人確認書類の提出の際に、利用者がマスキング等の対応を行わないとマイナンバーを取得することによる法令違反のリスクに繋がるため、マイナンバーは券面記載しないでいただきたい。		
31	マイナンバーの記載については任意にするべき。		
32	券面に記載するのであれば、マイナンバーを知られても問題がないことを国が広く発信すべきではないか。		
33	提示やコピー提出の際に片面で済むので、マイナンバーを表面に記載するのが本来望ましい。		
34	カードケースを廃止すべきではないか。		頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
④通名・旧姓			
35	通名は現行どおり。	<p>現在、外国人住民の通称や日本人住民の旧氏については、希望者は住民票に記載でき、住民票に記載された場合、カードにも必ず記載されます。</p> <p>これらは、社会生活上用いられていることから、住民票に記載することが可能とされており、住民票に記載した場合には、同一人性を特定しやすくするため、本人確認書類としてのカードにも記載されています。このことにかんがみ、次期カードも同様の取り扱いとすることとします。</p>	
36	トランスジェンダーで戸籍名を変更せず通名を活用しているケースがあり、現行の健康保険証においては、表面に通称名を記載して、性別を不記載にし、裏面に戸籍名と性別が記載される運用である。マイナンバーカードにおいても通称名表記ができるようにしていただきたい。		
37	健康保険証の表面は通称名記載であることから、マイナンバーカードにおいても、氏名欄に通称名表記し、ICチップに戸籍名を入れることを求める。		

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方	
⑤その他記載事項（生年月日西暦併記、氏名フリガナ、氏名ローマ字）			
38	ローマ字記載のニーズとメリットがわからない。	氏名のフリガナについては、戸籍法・住民基本台帳法・番号法が改正され、戸籍の記載事項・住民票の記載事項・カードの券面記載事項とされ、今後、次期カードを待たず現行カードから、券面に記載される予定です。また、カードが海外で継続して利用できることとなることから、生年月日の西暦と氏名のローマ字については、希望者に対し、今後、次期カードを待たず現行カードから、追記欄に記載され、そのうちローマ字については、ICチップにも記録される予定です。	
39	ローマ字記載において、自治体の負担が大きくなるようにしていただきたい。		
40	ローマ字氏名もICチップに格納するのが良いのではないかと。		
41	追記欄満欄になることが多いため、ローマ字は券面記載事項としていただきたい。		
42	ローマ字を券面記載事項としていただきたい。		
43	生年月日は西暦で記載すべき		
44	西暦は賛成、和暦の併記は良い。		
45	西暦と和暦を併記するのが望ましい。		頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
46	希望により、生年月日の西暦を記載する。		頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
47	券面変更時の追記日は和暦記載されているが、これも西暦に改める必要があるか。		頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
48	項目名は英語との併記が必要と考える。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。	
49	名前、生年月日、性別、有効期限の項目名を英語併記してはどうか。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。	
50	国籍を券面に記載する。	国籍を証明する本人確認書類はパスポートや在留カードであり、個人番号カードには記載しないこととします。	
51	電子証明書の有効期限の手書きを無くして欲しい。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。	
⑥追記欄			
52	表面の追記欄を拡大してほしい。	追記欄については、おもて面に設けられ、引越等による新住所の追記など券面の変更内容の記載に活用されていることから、次期カードにおいても存置する必要があります。なお、うら面に設けるという案については、現在、様々な場面において様々な者が本人確認のためにおもて面を利用しているところ、うら面も必ず確認する必要が生じ、また、うら面にはマイナンバーが記載されていることから、次期カードでも追記欄はおもて面に設けるべきであると考えます。一方で、追記欄を拡大することで、追記欄が満欄となり来庁する負担が国民に発生するという課題に対応することとします。また、臓器提供意思表示欄については、幅広く意思表示の機会を提供することが必要であることから、引き続きカードに記載することとしますが、追記欄拡大のため、次期カードではうら面に設けることを検討することとします。うら面に設けることにより、臓器提供意思表示欄の拡大も可能となり、欄が小さく記入が難しいという課題にも対応できると考えます。	
53	追記欄を裏面にも配置してほしい。		
54	追記欄満載の場合は、上にシールを貼って対応できないのか。		
55	住所の変更によってカードの再発行になってしまうため、券面の記載を消して印字するような仕組みにできないか。		
56	追記欄の記載を前提としない検討をお願いしたい。		
57	券面情報の変更時は、ICチップに書き込めば良いのではないかと。		
58	追記欄の1行に2行文の印字をすることで、効率的に追記欄を活用出来るのではないかと。		
59	臓器提供意思表示欄は不要。		
60	臓器提供意思表示欄は小さすぎて記載が困難である。		
61	臓器提供意思表示欄は小さすぎて記載が困難である。裏面に配置出来ないか。		
62	臓器提供意思表示欄は小さすぎるため、ICチップ又はオンライン化が良いのではないかと。		
63	臓器提供意思表示欄が裏面にあるほうが、本人確認書類として活用しやすい。		
64	臓器提供意思表示欄は見られないようにしたいという需要があることから、裏面への記載の検討を進めてほしい。また、ICチップへの保存を可能としてはどうか。		

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
⑦券面デザイン		
65	氏名や住所のフォントが細くて読みづらい	<p>頂いたご意見も踏まえ、券面記載事項等の変更と合わせて、偽造防止対策、ユニバーサルデザイン対応、視覚障害者への配慮等（カードのおもて裏識別対応など）の観点から、券面デザインの見直しを行うこととします。</p> <p>特に、大きさははじめ、文字の読みやすさに配慮するとともに、誰もが持ちたくなる魅力的なデザインを実現することとします。</p>
66	氏名、生年月日の明朝体はやむを得ないにしても、その他ゴシック体にする視認性が向上するのではないか。	
67	文字が小さくて読みづらい。	
68	カード名の印字をしたほうが良いのではないかな。	
69	国旗を入れると良いのではないかな。	
70	券面のデザインを見直して、持ちたくなるようなカードにしてほしい。	
71	券面のキャラクターの記載は、公的な身分証に適切ではないので消していただきたい。	
72	偽造防止のための工夫をしてほしい。	
73	デザインは公募してもよいのではないかな。	
74	今後のスマホ搭載の進展を見据え、スマホ搭載とカード券面の同一性を認識しやすいデザインにする必要があるのではないかな。	
(2)カード等に用いる技術		
①暗号方式の在り方		
75	電子証明書の有効期限が10年に伸びるのはわかりやすくなる。	<p>電子証明書の有効期間（5年）をカード本体の有効期間にあわせ、10年に延長することとします。</p> <p>地方公共団体情報システム機構のホームページから、JPKI利用者ソフト（利用者クライアントソフト）をダウンロードいただければ、電子証明書の有効性を確認することができます。 https://www.jpki.go.jp/download/index.html</p>
76	電子証明書とカードの有効期限が一致するのはありがたい。	
77	電子証明書の有効性について、自治体窓口の端末・権限やキオスク端末で確認できるようにできないか。	
②暗証番号の入力のユーザー利便性向上		
78	暗証番号の今回の案はわかりやすくして良い。	<p>現行カードでは、公的個人認証サービス、券面事項入力補助、といった目的別に、4つのアプリケーション（AP）がICチップに搭載されています。次期カードでは、諸外国eIDカードの事例を参考に、暗証番号の入力を必要とする機能を集約したAP（（仮称）認証AP）と、券面記載事項等を照合番号の入力により確認・取得できるAP（（仮称）券面等AP）の2つに再編を行うこととします。なお、再編により、新旧カードでAPの構成が異なることとなりますが、構成を変えるだけで機能は同様とすることで、利用者の端末側の対応の負担が発生しないようにすることとします。</p> <p>この再編により、カード保持者は、現在、4つの暗証番号の設定が必要であるところ、次期カードでは、認証強度に応じて、4桁と6桁以上の2つの暗証番号の設定で済むこととなります。また、署名用の6桁以上の暗証番号により、券面事項入力補助データもアクセス可能とすることで、署名の際に別途4桁の暗証番号の入力を重ねて求める負担を解消するものと考えます。さらに、現行カードにおける読み取りにくく桁数が多い照合番号について、諸外国のeIDカードの事例を参考に、次期カードでは6桁で読み取りやすい照合番号とすることとします。なお、住民基本台帳事務データは、現行カードと同様、次期カードでも住民基本台帳事務に係る専用端末のみアクセス可能とすることとします。また、署名用の暗証番号は、現在の6～16桁の英数字を維持し、高い認証強度を次期カードでも維持するとともに、署名を行わない場合には6桁以上の暗証番号の入力を求めない（券面事項入力補助のみ必要である場合には4桁の暗証番号の入力を求める）ことを徹底することとします。</p>
79	暗証番号が、英数字混在のパスワードと、数字のみのパスワードがありわかりにくいと、署名用電子証明書は数字4桁で許容し、希望者にはそれ以上設定できるようにならないか。	
80	4桁の暗証番号については、なりすまし利用を防ぐため、せめて5桁にするべきではないか。	
81	暗証番号は一つが良い。	
82	医療機関等のカードリーダーで照合番号を読み取れない場合があるため、2次元コードを合わせて券面に記載いただけるとありがたい。	

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
83	スマホに限らず生体認証を進めて欲しい。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
84	暗証番号ではなく、指紋認証や顔認証を活用できないのか。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
(3)発行体制		
①カードの速やかな発行体制		
85	クレジットカードやネットバンク口座が即発行されることと比較すると、現状1ヶ月の発行期間は遅すぎる。	有効期限が迫っている場合の申請も含め、更なる発行時間の短縮については、費用対効果の観点も踏まえて検討することとします。
②更新の在り方		
86	カードの更新や電子証明書の更新もマイナポータル上で手続きが完了するなどの検討をお願いしたい。	個人番号カード自体の更新（10年目）について 10年目の更新時における本人確認の実施方法について、これまでの郵便局の活用における法的整理を踏まえた郵便局の活用の推進も含め、制度的な検討を継続することとします。 現行カードにおける電子証明書のオンライン更新について 現行カードの電子証明書の有効期限は5回目の誕生日であり、次期カード導入までの間、約5,000万枚以上の現行カードの電子証明書の更新が必要になることを踏まえ、市町村窓口や郵便局での更新体制の整備を推進するとともに、電子証明書に要求される身元確認保証レベル及び制度面・システム面の手当てについて整理し、オンライン更新などの市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進めることとします。
87	対面受け取りは速やかな発行のハードルになっている。書留郵便を活用し、受領後にカメラを介した本人確認や、パスワードによるアクティベートをする方法が理想的である。	
88	対面による本人確認の必要性は変わらないので、残して欲しい。	
89	電子証明書の更新のオンライン更新を進めて欲しい。	
90	オンラインを活用出来ない者が多いため、郵便局、自治体窓口、運転免許センター等の活用等検討いただきたい。	
91	現行カードの電子証明書の更新について、オンライン更新が可能になるようお願いしたい。	
92	電子証明書の更新は、コンビニの端末でできるようにならないか。	
93	更新時は郵送配布にすべきではないか。	
(4)公証名義		
94	〇〇市長の記載は必要ないのではないか。	個人番号カードは、市町村長が、当該市町村長が備える住民基本台帳に記録されている者に交付するとされていることから、現行カードには交付主体である住所地の市町村長名が記載されています。次期カードでは、国の保証の下に発行されていることを明確化するため、券面に「日本国 JAPAN」の記載等を行うことを検討することとします。
95	〇〇市長から総務省に変更。	
96	日本国で発行したことがわかるようにしていただきたい。	
97	「日本国 JAPAN」を記載していただきたい。	
98	日本国発行であることの記載や国旗など、諸外国の類似証明書でも多く記載されているものは記載されるべき。	
99	国の保証の下に発行されていることを明確化するため、「日本国政府発行 Issued by the Japanese Government」と記載する。	

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
2. その他重要論点		
(1)次期カード発行直前に発行されるカードの電子証明書の扱い		
100	現行カードより次期カードが優れるのであれば、早めに次期カードへ移行させる手立てを講じるべき。	可能な限り速やかに新暗号への移行を図るため、次期カード導入時期以降、現行カードの電子証明書の更新の際には、電子証明書の更新ではなく、次期カードの取得を推奨することとします。（電子証明書の更新を案内する時期に、電子証明書の更新を案内するのではなく、交付申請書を送付して、次期カードの取得を勧奨する等）
(2)新旧カードの切り替えに伴うカード利用機関等への影響		
101	カード利用機関においては、次期カードへの対応がソフトウェアアップデートで実施できることが望ましい。	以下の理由により、カードに新旧の暗号を搭載するのではなく、利用者の端末側のソフトウェアの対応で、新旧両方の暗号を扱うことができることとします。 ・次期カードにおいて新旧の暗号を扱う場合、ICチップに格納すべきデータが大きくなり増大し、当該格納データを格納するためのICチップの用意も困難となる。また、新規発行や更新の際の所要時間の増大も懸念される ・一方、利用者の端末側のソフトウェアの対応については、主要なユースケースである健康保険証利用やコンビニ交付においては、ハードウェアを変えずにソフトウェアの更新で対応可能であることが確認でき、その他の場合にも概ねソフトウェアでの対応が可能であると考えられる また、その場合に、利用者の端末側の対応の負担を減らすため、新暗号に対応したライブラリ（利用者クライアントソフト）の提供等、利用者を支援する方策を検討することとします。
102	新旧カードの切り替え時においては、混乱を避けるためにも前広な事前告知や注意喚起が必要と思われる。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
(3) ICチップの空き容量		
103	容量は大きい方が良いため、希望する有償利用者に大容量のカードを発行し、参入希望する民間サービスに利用させてはどうか。	現在の製品状況を参照すると、ICチップのメモリ容量の増加は困難であると推察されます。一方で、新暗号方式への移行による鍵データ及び署名データのデータサイズ見直しや、APの再編による各APに設定されていた暗証番号やアクセス制御設定等の統合により、一定のメモリ容量の節約を実現することとします。また、搭載アプリの個数など、メモリ容量の節約について検討することとします。
104	次期カードでは可能な限り大容量化を図って欲しい。	
(4)ISO認証（現在、ISO/IEC15408のCC認証を取得）		
105	ISO認証が将来的に陳腐化することや、何らかの危殆化が発生した場合についても想定しておくべきではないか。	ISO認証の有効期間を踏まえた対応を行うこととします。
(5) ICチップの顔写真カラー化等（現在、白黒で、容量も小さい）		
106	顔写真は白黒で十分だと思う。	現行カードの仕様においても顔認証の利用に大きな支障が生じていないことから、必ずしも顔写真カラー化は必要ではなく、そもそもチップ容量を勘案してもカラー化は困難と考えられるため、引き続き白黒のデータを格納することとします。一方で、顔写真の撮影条件こそが認証精度に大きな影響を及ぼすことから、申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の徹底について検討することとします。
107	顔写真のカラー化が必要不可欠ではないか。	
108	顔写真のカラー化だけでなく、立体形状まで含めて情報化すべき。顔認証等の生体認証をより行動に利用可能な情報を、格納すべき。	
109	申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等を徹底してほしい。	
110	カード内の顔写真の確認において、J-LISが提供する顔認証アプリケーションが使いつらいため、国において、顔認証のためのスマートフォンアプリを開発・提供していただきたい。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
(6)カードの磁気ストライプ（現在、JIS規格の磁気ストライプを実装）		
111	磁気ストライプの残存には反対。カードの磁気ストライプをなくして、未だに磁気ストライプの活用を採用している自治体の更新を支援する必要があるべき姿ではないか。	現在、磁気ストライプを活用し、カードを図書館カードや印鑑登録証として活用している自治体があることや、将来的に、個人番号カードを銀行のキャッシュカードとして使う場合には、磁気ストライプを残すことが必要であることから、磁気ストライプの搭載を継続することとします。
112	磁気ストライプは不必要。	
113	個人番号カードとキャッシュカードの一体化が進展するとは考えにくいことから、磁気ストライプの搭載はやめてはどうか。	
114	磁気情報が喪失する可能性が高く、スキミングのリスクなどもセキュリティの観点からも磁気ストライプは不要ではないか。	

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
115	個人番号カードを銀行のキャッシュカードとして機能させる案は、大変良いので早く実現してほしい。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
(7) PUK (PIN UNLOCK KEY) の発行 (海外で採用例が多い)		
116	PUKによって、マイナポータルからロック解除と再設定が出来るのは良い。	暗証番号がロックされた場合の備えとして、次期カードにおいては、希望者は、有効な電子証明書を使ってPUK (PIN UNLOCK KEY) を設定できるようにし、4桁の暗証番号について、ロックがかかった場合に、PUKを使用してマイナポータルアプリで暗証番号のロック解除と暗証番号の再設定ができるようにし、市町村窓口へ赴く負担を解消することとします。
117	暗証番号が、ロックされた際に窓口で再設定するのは面倒であるためオンライン上で再設定できるようにしてほしい。	
118	PUK (PIN UNLOCK KEY) によるロックの解除は、セキュリティの確保の観点から、4桁の暗証番号のロック解除に限るべき。	
119	PUKを一定回数間違えるとカード自体が使用不可になり、カードの再発行が必要になるのが一般的である。原則、カードの再発行を不要とする仕組みにすべきである。PUKではなく、メールアドレスや認証コードを使用した二段階認証にして暗証番号変更を何度でもできる仕組みにすべき。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
120	指紋や虹彩を事前に登録することで、暗証番号のロックを解除できるようにしてほしい。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
121	暗証番号ロックによる再設定については、マイナポータルアプリのみではなく、コンビニのATM等でも行えるようにしたほうが利便性が高い。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
122	PUKの説明や設定方法、解除の仕方をわかりやすく提供していただきたい。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
(8)(9) 真贋性判定		
123	真贋性判定機能をぜひ追加していただきたい。自治体窓口においても真贋性判定機能が活用できるとありがたい。	次期カードで設ける（仮称）認証APにおいて、デバイス認証を行うための内部認証鍵を設け、デバイス認証を必要とする機関に内部認証鍵に対応した公開鍵を配付する方向で対応し、カードやアプリの真贋性判定機能の追加を実現することとします。また、個人番号カードの真正性を確認することができるセキュアメッセージング機能を必須とする対応も行うこととします。
124	PIVカードのような認証方法を導入するべきではないか。	
(10) 電子証明書の失効理由の細分化		
125	電子証明書の失効情報によって、曖昧に死亡を把握するような行為を推奨するべきではないのではないか。	電子証明書の失効理由の一つである「affiliationChanged」において「死亡」の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、個人情報保護の観点の検討も求められることから、難しいと考えられます。一方で、「affiliationChanged」に含まれる「海外転出」が、令和6年5月以降、失効理由でなくなることにより、「affiliationChanged」における大宗は自然と「死亡」となります。このことについて生保会社等をはじめとする署名等検証者に対して周知し、公的個人認証サービスを活用いただくことにより、そのサービスの向上や事業効率化に寄与することとします。
126	死亡の区分の細分化を再検討していただきたい。	
127	生前の本人同意を前提とすること等による、個人情報保護上の観点における課題への解決策を必要に応じて検討いただくとともに、死亡については電子証明書の失効理由として細分化いただきたい。	
(11) 個人番号カードの呼称の変更		
128	本人確認書類 (ID) であることが分かりやすい名称にするのが良い。	民間事業者が公的個人認証サービスを活用する場合はじめ、マイナンバーを利用しないカードの活用法も現実には多くありますが、こうしたケースにおいてもマイナンバーが利用されていると誤解されたり、マイナンバーの利用とカードの利用とが混同されたりする主な原因の一つとして、マイナンバーカードという呼称があると考えられます。こうした混乱を回避するとともに、国民に親しまれるカードとするため、次期カード導入を契機に、「マイナンバーカード」以外の新たな呼称を、広く国民への公募も経て検討することが有意義であると考えられます。
129	自分自身のカードであるため、マイ (私の) ○○カードと呼ぶのが良い。	
130	日本国のカードであるため、Japan○○カードと呼ぶのが良い。	
131	マイナンバーカードという呼称が浸透しているため、現行通りが良い。	

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
(12)インターフェイス仕様の公開		
132	仕様の公開については、これまで発生した数々の問題を考えると安全性の確保に危うさを感じる。	次期カードを利用する際のインターフェイス仕様（APDU仕様書）について、以下の理由により、安全性の確保を前提に、これを公開することとし、更なるカード利用の普及策を検討してまいります。
133	利用の普及のためには、インターフェイス仕様を公開するだけでなく、サンプルとなるライブラリをオープンソースで公開する必要があると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・カードのAPDUはJIS、ISO準拠であること ・APDU仕様書は通常公開されていること ・公開されることで、カード利用端末の開発が容易となり、カードの利活用が進むこと
134	利用拡大のために仕様は公開されるべき。また、関連するソフトウェア等もオープンソースで公開するべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証やアクセスコントロールによりセキュリティが守られていることや、CC認証によりICカード製品の安全性が認証されれば、仕様を公開したとしてもセキュリティに問題が生じるとは考えにくいこと
(13)物理カードの必要性		
135	物理カードの必要性は当面あると考える。	令和5年5月にスマホへのカードの電子証明書の搭載が開始されました。スマホ搭載が実現しても、カードの普及利活用の推進は、以下の観点からなお重要と考えます。
136	速やかにカードレスに移行することを望む。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホを保有していない国民はまだ多いこと ・スマホのライフサイクルは概ね5年程度と短いこと ・カードを基盤にスマホ搭載の仕組みを設計することで、完全オンラインで効率的な仕組みが実現できていること
137	カードをやめる方向性を示すべきではないか。スマホを保有していない者に対する配慮であれば、スマホを配付するのもありと考える。	一方で、カード自体の不要化については、その利便性の確保も含め中長期的な課題として、引き続き検討を続けることとします。
138	物理カードは特定の利用者に限って発行し、その他の利用者はスマホでの認証にすると、物理カードが不要になり効率的であると考える。	また、スマホ搭載を進めれば、スマホの生体認証等を活用する等により利便性が高まり、カードの常時携帯も不要となるため、個人番号カードの機能が格段に使いやすくなり、官民のオンライン・デジタル化の進展が期待できると考えます。その普及を進めるとともに、その改善についても、以下の事項等について、今後検討を行うこととします。
139	カードはやめていただきたい。カードはアップデートにコストが発生するため不合理である。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ用電子証明書発行の24時間対応
140	生体にICチップを埋め込んで認証するシステムも選べるようにしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・カード用電子証明書を再取得した際により簡便にスマホ用電子証明書を再発行・更新できる仕組み ・個人番号カードの電子証明書機能以外（券面事項入力補助AP機能等）のスマホへの搭載
141	サーバー攻撃等に備え、生体認証等に必要な情報をサーバーに残すべきではない。	頂いたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。
その他		
142	個人番号カードの目的は何かを明確にすべきではないか。	個人番号カードは、対面でも非対面でも本人確認に用いることのできるデジタル社会のパスポートであり、官民のオンライン・デジタル化の基盤となるものです。その利用シーンの拡大として、健康保険証や運転免許証をはじめとする各種カードとの一体化や、各種行政手続のオンライン・デジタル化、図書館カード等として利用できる市民カード化、民間サービスにおける顧客申込等における利用が進められ、また、カード機能のスマートフォンへの搭載をはじめ、利便性向上の取り組みが進められており、個人番号カードを基盤とした安全で便利なデジタル社会の実現が期待されると考えています。技術進展に対応して個人番号カードの安全性を確保するとともに、国民にとってより利便性が高く魅力的な個人番号カードとなるよう、あるべき姿について検討を行うとともに、引き続きその価値をわかりやすく周知してまいります。